

## <今月のトピックス>

- ・令和8年度協会けんぽ保険料の改定案
- ・【新設】子ども・子育て支援金の徴収が始まります(令和8年4月～)
- ・令和8年度の雇用保険料率の改定

## <今月のQ&A>

- ・「在職老齢年金」のルールが変わります

ビタミンMの「M」とは、「Management」を指し、「お客様の経営に効く」「お客様に活力を与える」存在でありたいとの願いが込められています

## = 令和8年度協会けんぽの保険料率の改定案 =

令和8年度の協会けんぽの健康保険料率及び介護保険料率は、3月分(4月納付分)より、以下の通り変更となります。

健康保険料率(協会けんぽ)										介護保険料率			
大阪府	10.13%	↓	兵庫県	10.12%	↓	京都府	9.89%	↓	奈良県	9.91%	↓	全国一律	1.62% ↑
北海道	10.28%	↓	宮城県	10.10%	↓	東京都	9.85%	↓	福岡県	10.11%	↓		



## = 【新設】子ども・子育て支援金の徴収が始まります(令和8年4月～) =

令和8年4月分(5月納付分)より、医療保険の保険料と合わせて「子ども・子育て支援金」の徴収が開始されます。令和8年度の保険料率は0.23%となりました。

## = 令和8年度の雇用保険料率の改定 =

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおり変更になります。

事業の種類	労働者負担率①	事業主負担率②	雇用保険料率①+②
一般の事業	5/1,000 ↓	8.5/1,000 ↓	13.5/1,000 ↓

雇用保険料の料率変更のタイミングは、「4月1日以降、最初に到来する賃金締日により、支給される給与」からとなり、賃金締日を基準にして変更します。

↓ 4/1が基準

例①	3/31賃金締め日のケース(毎月末日締め、翌月25日支払い) 4月25日支給分の給与は、従前の雇用保険料率で計算します。	3/31 締日	4/25 支給日
例②	4/20賃金締め日のケース(毎月20日締め、当月25日支払い) 4月25日支給分の給与は、新しい雇用保険料率で計算します。	4/20 締日	4/25 支給日

## = 働きながら年金を受け取る「在職老齢年金」のルールが変わります =



働きながら年金は受け取れるのでしょうか?

受け取ることができます。60歳以降もいきいきと働き続ける方が増えています。働きながらでも老齢年金を受け取ることができますが、厚生年金保険に加入しながら働く60歳以上の方を対象に、収入額によっては年金の一部または全額がカットされる「在職老齢年金」という仕組みがあります。この仕組みにより「老齢厚生年金(月額)」と「給与・賞与(月換算額)」の合計が51万円を超えると支給停止の対象となっていました。しかし、2026年4月からはこの基準額(支給停止調整額)が「65万円」へと大幅に引き上げられます。

例 賃金月46万円、老齢厚生年金の受給額が月10万円の場合のイメージ



右上の③の例を参考に説明をします。

2026年3月まで

ボーナスを含む年収の12分の1の金額にある賃金が月額46万円、老齢厚生年金が10万円だった場合、2026年3月までは、支給停止調整額が51万円のため、 $(賃金46万 + 年金10万 - 51万) \times 1/2 = 2.5万円$ 年金が支給停止となっていました。

2026年4月以降

支給停止調整額が65万円まで引き上げられましたので、賃金が9万円増えたとしても、年金は支給停止されません。

豊富な経験をお持ちのシニア世代の方には、働いていただけると有難いです。

これまで、シニア世代の皆さまが働く上でブレーキとなっていたのが、「在職老齢年金」でした。支給停止の基準額が65万円に引き上げられることで、年金をもらいながら働き続けることを希望するシニア世代の活躍を後押しすることになり、企業の人手不足解消の1つになると考えられます。従業員の方から問い合わせがあるかもしれませんので、チェックしておきましょう。

「ビタミンM」の内容に関しては、分かりやすく簡潔に表現することを心掛けておりますので、情報のすべてを正確に表すことができない場合があります。このような場合において、内容が不正確であったこと、および誤植があったことによる生じたいかなる損害に対しても、当事務所は一切の責任を負いませんのでご了承ください。また「ビタミンM」の内容は、作成日現在において有効な情報です。制度や法律は変更されますので、ご利用日時点での内容を官公庁等にご確認ください。

「ビタミンM」はメールでの配信も可能です。「kcr@nkgr.co.jp」に「事業所名・お名前・メール配信希望」をご記入の上、メールをお送りください。

お気軽に  
ご質問・ご相談ください



社会保険労務士法人 日本経営(日本経営グループ)

〒561-0872

大阪府豊中市寺内2-4-1緑地駅ビル6階

発行責任者: 社会保険労務士 岩田 健

執筆担当者: 労務チーム 友田美津子

TEL: 06-6868-1177

FAX: 06-6862-4662

Mail: kcr@nkgr.co.jp



←バックナンバーはこちら  
からご覧いただけます

作成日: 2026.2.12

NK-GROUP  
イラスト協力: WANPUG